

令和7年第1回定例会 一般会計予算決算常任委員会 市民厚生分科会審査記録（2日目）

- 1 日 時 令和7年3月11日（火） 午後1時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第38号 令和6年度村上市一般会計補正予算（第16号）
議第6号 令和7年度村上市一般会計予算
- 4 出席委員（7名）

1 番	渡 辺	昌 君	2 番	長谷川	孝 君
3 番	川 村	敏 晴 君	4 番	大 滝	国 吉 君
5 番	山 田	勉 君	6 番	上 村	正 朗 君
7 番	鈴 木	一 之 君			
- 5 欠席委員（なし）
- 6 地方自治法第105条による出席者
議 長 三 田 敏 秋 君
- 7 分科会委員外議員
一般会計予算決算常任委員会 副委員長 高 田 晃 君
- 8 説明のため出席した者

副 市 長	大 滝 敏 文 君
政 策 監	須 賀 光 利 君
保 健 医 療 課 長	押 切 和 美 君
同 課 国 保 室 長	林 洋 一 君
同 課 国 保 室 副 参 事	渡 邊 智 雄 君
同 課 健 康 支 援 室 長	船 山 幸 文 君
同 課 健 康 支 援 室 主 幹	中 川 紀 子 君
介 護 高 齢 課 長	志 田 淳 一 君
同 課 高 齢 者 支 援 室 長	川 村 勇 治 君
同 課 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	田 中 加 代 子 君
同 課 介 護 保 険 室 長	瀬 賀 由 香 君
同 課 介 護 保 険 室 係 長	石 山 寛 子 君
福 祉 課 長	太 田 秀 哉 君
同 課 福 祉 政 策 室 長	佐 藤 一 幸 君
同 課 福 祉 政 策 室 副 参 事	堀 内 さ ゆ り 君
同 課 福 祉 政 策 室 副 参 事	斎 藤 悠 輔 君
同 課 福 祉 政 策 室 係 長	菅 井 洋 子 君
同 課 福 祉 政 策 室 係 長	田 巻 桂 君
同 課 総 合 相 談 室 長	石 嶋 聡 君
こ ど も 課 長	山 田 昌 実 君
同 課 子 育 て 政 策 室 長	長 谷 部 淳 君
同 課 子 育 て 政 策 室 主 幹	板 垣 友 紀 君
同 課 子 育 て 政 策 室 係 長	渡 辺 悟 君
同 課 子 育 て 支 援 室 長	高 橋 洋 一 君
同 課 子 育 て 支 援 室 副 参 事	菅 井 学 君

同課子育て支援室係長
同課子育て支援室係長
同課ことばとこころの相談室主幹

高 橋 洋 樹 君
志 田 真 弓 君
大 滝 真理子 君

9 議会事務局職員

局 長 内 山 治 夫
書 記 山 田 ひろみ

(午後 1時00分)

分科会長（鈴木一之君）開会を宣する。

○本日の審査は、議第38号及び議第6号のうち保健医療課、介護高齢課、福祉課及びこども課分について審査した後、議第38号及び議第6号のうち市民厚生分科会所管分について賛否態度の取りまとめを行う。

日程第3 議第38号 令和6年度村上市一般会計補正予算（第16号）のうち保健医療課、介護高齢課、福祉課及びこども課所管分を議題とし、担当課長（保健医療課長 押切和美君、介護高齢課長 志田淳一君、福祉課長 太田秀哉君、こども課長 山田昌実君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第15款 国庫支出金

(説 明)

こども課長 それでは、10ページ、11ページをお開きください。15款1項1目2節児童福祉費負担金、説明欄1、子どものための教育・保育給付費負担金911万6,000円ですが、公定価格改定に伴う増額となります。

第16款 県支出金

(説 明)

こども課長 16款1項1目2節児童福祉費負担金、説明欄1、子どものための教育・保育給付費負担金28万1,000円の増額ですが、こちらも公定価格改定に伴う県負担分になります。

福祉課長 続きまして、16款2項2目1節社会福祉費補助金になります。説明欄1、灯油購入費助成事業補助金1,350万円、こちら新規になりますが、本年第1回臨時会で御議決いただきました第13号補正予算に計上した生活困窮者世帯灯油購入費助成金に対する県補助金となります。

こども課長 2節児童福祉費補助金、説明欄1、施設型給付費地方単独費用補助金15万7,000円の増額ですが、こちらも公定価格改定に伴う増額になります。

歳入

第15款 国庫支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第16款 県支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出

第3款 民生費

(説 明)

- 保健医療課長 3款1項1目、説明欄1、国民健康保険特別会計繰出金は額の確定によるものです。
- 介護高齢課長 3款1項3目老人福祉費の27節、説明欄1、介護保険特別会計繰出金2万3,000円の減は、介護特会でも御説明申し上げました基金の運用収入に伴う補正となります。
- こども課長 3目児童措置費、説明欄1、保育園運営経費、説明欄2、認定こども園運営事業経費、説明欄3、地域型保育事業運営経費、こちらの増額ですが、いずれも公定価格改定に伴う増額になります。4目学童保育費、説明欄1、学童保育経費232万4,000円の増額ですが、神林学童保育所の指定管理料の増加によるものであります。具体的には、利用者が増えたことによる送迎バス運行委託料の増額、利用料の口座振替手数料の増額、加配職員の増員に伴う精算額となります。

第2条「第2表 繰越明許費補正」

(説 明)

- 福祉 課長 それでは、第2表、繰越明許費補正になります。4ページのほうをお開きください。民生費、3款1項が2項目ございますが、住民税非課税世帯給付金給付事業経費並びに物価高騰対応重点支援事業経費になります。こちらも第1回臨時会で御議決いただきました住民税非課税世帯給付金3万円の給付並びに灯油購入費助成金5,000円につきまして、こちら年度内での全ての支出が見込めないところから、繰越しをお願いするものでございます。
- 介護高齢課長 ゆり花会館の運営経費につきましては、指定管理料の繰越明許になります。(_____部分は15頁に発言訂正あり)
- こども課長 その下、物価高騰対応重点支援事業経費、児童福祉総務費656万円であります。国の重点支援地方交付金を活用して行うひとり親家庭等物価高騰対策緊急支援金の支給に関しまして、対象者の抽出及び預貯金口座の利用に当たり、国の特定公的給付による指定告示を受けて実施することから、次年度に繰越しをお願いするものであります。以上です。

歳出

第3款 民生費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第2条「第2表 繰越明許費補正」

(質 疑)

- 上村 正朗 社会福祉費、住民税非課税世帯給付金給付事業経費1億8,700万繰越しですけれども、全体がどのくらいで、年度内にどのくらい支給できて、繰り越さなくてはいけ

ないのがどのぐらいなのかちょっと教えてください。

福祉 課長 今回繰越明許費で盛らせていただいているのは全額となります。このうち現在支払い事務が進んでいるもの、こちらが4,900世帯超えるものが行っておりますので、かなり割合的にはほぼ進んでおります。しかしながら、この後随時支払いというのが発生しますので、その件数については不確定となりますので、そちらについては年度を超えた時点ではっきりさせるという形になります。

上村 正朗 同じように灯油、どんな感じでしょうか。

福祉 課長 灯油につきましても、こちらの上のほうの3万円とほぼ同じ対象者という形になります。ですので、プッシュ型を取っておりますので、今同時並行で進んでおります。結果としては、繰り越す分は同じ時期に判明するという形になります。

上村 正朗 灯油繰越し、全額繰越しでしょうか。

福祉 課長 金額、今回予算上に盛られているのは全額となりますが、恐らく残り世帯1,000世帯割ります。実繰越しの分は恐らく1,000世帯を割りまして、残ったとしても、300から400世帯ぐらいになるかと思われます。

上村 正朗 確認です。対象者の中で全額、全員繰り越すわけではなくて、年度内に何割かは支払いできるということでしょうか。

福祉 課長 今現在支払い事務を進めているのが、対象5,800を見込んでいたうちの4,900世帯を超えております。ですので、86%から7%、もう既に進行形で進んでおります。残り部分について、この半月ちょっとの間で随時確認及び申請となりますので、そちらがどれぐらいの割合で支払いができるかというのが非常に不透明となります。あくまで予算上は全額盛ってあるということでございます。

上村 正朗 すみません、理解ができなくて。5,800のうち4,900は年度内に支払えるのですか。

福祉 課長 年度内に確実に支払えます。今見込みでは、3月の13日に4,900世帯を超える部分が支払う見込みとなっております。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(賛否態度の発言)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、賛否態度の発言を求めたが賛否態度の発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第38号のうち市民厚生分科会所管分は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

日程第4	議第6号 令和7年度村上市一般会計予算のうち保健医療課、介護高齢課、福祉課及びこども課所管分を議題とし、担当課長（保健医療課長 押切和美君、介護高齢課長 志田淳一君、福祉課長 太田秀哉君、こども課長 山田昌実君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。
------	---

歳入

第13款 分担金及び負担金

(説 明)

- 介護高齢課長 13款 2 項 2 目民生費負担金ですが、説明欄の 1 から 6 まで例年どおりのため、省略させていただきます。
- 福祉 課長 続きまして、説明欄の 7 及び次ページの説明欄 8 になりますが、こちらも例年どおりの負担金となりますので、説明のほうは省略させていただきます。
- こども課長 2 節児童福祉費負担金、説明欄 1、保育園入園者負担金につきましては、定額減税による園児 1 人当たりの保育料の減少によりまして、令和 6 年度当初から 387 万 1,000 円を減額いたしまして、5,932 万 9,000 円を見込みました。説明欄 2 から 4 につきましては、例年どおりですので、説明は省略いたします。説明欄 5、学童保育所利用料につきましては、神林学童保育所が指定管理者制度から業務委託になりました直営の取扱いとなること、また利用者数の増加により 470 万 4,000 円を増額いたしまして、2,372 万 8,000 円を見込みました。説明欄 6 から 8 につきましては、例年どおりですので、説明を省略いたします。説明欄 9、子育て世帯訪問支援事業負担金につきましては、要支援児童等の保護者等に対し、家事及び養育の支援を行う利用者一部負担金です。
- 保健医療課長 13款 2 項 3 目衛生費負担金ですけれども、説明欄 2 から 7 につきましては、例年どおりのため、省略させていただきます。
- こども課長 説明欄 8、未熟児養育医療一部負担金については、例年どおりですので、説明を省略いたします。

第14款 使用料及び手数料

(説 明)

- 介護高齢課長 14款 1 項 2 目民生費使用料、説明欄 1 につきましては、電柱等の使用料になります。
- こども課長 その下、2 節児童福祉費使用料につきましては、例年どおりですので、説明を省略いたします。
- 保健医療課長 3 目衛生使用料、説明欄 3、4 は例年どおりのため、省略させていただきます。
- こども課長 それでは、27 ページ、28 ページをお開きください。2 目民生手数料の 1 節社会福祉手数料、説明欄 1、民生関係諸証明手数料につきましては、項目計上であります。

第15款 国庫支出金

(説 明)

- 保健医療課長 次のページ、29、30 ページを御覧ください。15款 1 項 1 目民生費国庫負担金、説明欄 1 から 3 は例年どおりのため、省略させていただきます。
- 介護高齢課長 説明欄の 4、低所得者保険料軽減負担金につきましては、介護保険料の 1 段階から 3 段階に該当する方の保険料の定額分で、国補助となります。
- 福祉 課長 説明欄 5、特別障害者手当等給付費負担金でございますが、特別障害者手当の国庫負担金となりまして、負担率は 4 分の 3 となります。続きまして、説明欄 6、障害者自立支援給付費負担金となりますが、障害福祉サービス補装具給付費に係る国庫負担金となります。令和 6 年度新規事業所が開設したこと並びにその利用者の増加が見込まれること、報酬改定に伴う処遇改善加算の見直しによって職員のベースアップ等加算率が引き上げられたことなどから増額計上といたしました。負担率は 2 分の 1 となります。続きまして、説明欄 7、障害者医療費負担金につきましては、例年同様になります。説明欄 8、障害児通所サービス費負担金になりますが、放課

	後等デイサービス事業等に係る国庫負担金となり、負担率は2分の1となります。説明欄9、生活困窮者自立相談支援事業費等負担金につきましては、例年どおりとなりますが、負担率は4分の3となります。
こども課長	その下、2節児童福祉費負担金、説明欄1、児童扶養手当負担金につきましては、令和6年度実績見込みにより215万3,000円減の5,985万4,000円を計上いたしました。説明欄2、児童手当負担金につきましては、令和6年10月の制度改正により、対象児童の拡充や第3子以降の手当額の増額に伴い、歳出予算が大幅な増額となったこと、国の負担割合が上がったことにより3億902万円増の6億9,974万円を計上いたしました。説明欄3から5については、例年どおりですので、説明を省略いたします。
福祉 課長	続きまして、3節生活保護費負担金になります。こちら6億3,210万8,000円となりますが、生活保護の世帯数の減少に伴い減額計上いたしました。こちら負担率は4分の3となります。
保健医療課長	2目衛生費国庫負担金、説明欄1、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金は10分の10の負担率となっております。
こども課長	説明欄2、未熟児養育医療費負担金につきましては、例年同様ですので、説明を省略いたします。
介護高齢課長	2項2目民生費国庫補助金の社会福祉費補助金、説明欄1の介護保険事業費補助金につきましては、認知症施策推進計画の策定に係る補助金で、補助率10分の10です。説明欄2、重層的支援体制整備事業交付金につきましては、重層的支援体制整備に係る運営費、人件費に対する交付金となります。
福祉 課長	続きまして、説明欄3、地域生活支援事業費等補助金につきましては、移動支援事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービス、日常生活用具給付費などの地域生活支援事業に係る国庫補助金となります。続きまして、説明欄4、障害者総合支援事業費補助金になりますが、こちらは障害サービス費の審査支払い等に使用するシステムの改修費、国庫補助2分の1となります。説明欄5、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金になりますが、こちらは例年同様なのですけれども、一部事業内容を見直しをしまして、重層の補助金との事業費案分の見直しを行いまして、減額となっております。続きまして、説明欄6、重層的支援体制整備事業交付金になりますが、こちらは前年よりも2,000万ほど増額となっております。先ほどありました見直し等を含めて増額となっており、事業によって違いますが、補助率2分の1が主となります。
こども課長	2節児童福祉費補助金、説明欄1、母子家庭等自立支援給付金事業費補助金につきましては、人数の増加によりまして前年比166万3,000円増の361万3,000円を計上いたしました。説明欄2から4につきましては、例年どおりであります。説明欄5、重層的支援体制整備事業交付金2,743万円につきましては、こども家庭センター及び子育て支援センターの運営費などに対する国庫補助金で、国の補助率はこども家庭センター分が3分の2、子育て支援センター分が3分の1であります。31ページ、32ページをお開きください。説明欄6、就学前教育・保育施設整備交付金は、令和9年から開所される村上地区統合保育園の整備に対する令和7年度分の国の交付金になります。
保健医療課長	3目衛生費国庫補助金、説明欄2から5は例年どおりのため、省略させていただきます。説明欄6、妊婦のための支援給付交付金は、説明欄4の出産・子育て応援交

付金が令和7年度から子ども・子育て支援法の一部を改正する法律において、新たに妊娠届時に5万円、出産後5万円を支給する妊婦のための支援給付として創設されたものです。今まで同様妊娠期から切れ目ない支援を行うため、児童福祉法に妊産婦等包括相談支援事業を創設して、2つの事業を効果的に組み合わせて、今まで同様面談後にそれぞれ5万円を支給して、妊婦などの身体的、精神的ケアや経済的支援を行うものとなります。補助率は10分の10となっております。

福祉 課長 続きまして33、34ページをお開きください。15款3項2目2節児童福祉費委託金、説明欄1、特別児童扶養手当事務取扱交付金につきましては、例年同様となっております。

第16款 県支出金

(説明)

保健医療課長 16款1項1目民生費県負担金、説明欄1から4は例年どおりのため、省略させていただきます。

介護高齢課長 説明欄5、低所得者保険料軽減負担金につきましては、民生費国庫負担金で説明いたしましたとおりです、の県負担になり、県の負担4分の1です。

福祉 課長 続きまして、説明欄6、民生委員推薦会負担金2万5,000円ではありますが、令和7年度につきましては、一斉改選ありますので、推薦会を3回で計上してございます。続きまして、説明欄7、行旅死亡人取扱費交付金は、例年どおりとなります。説明欄8、障害者自立支援給付費負担金から説明欄10につきましては、国庫負担金と同様ではありますが、負担率は4分の1となります。

こども課長 その下、2節児童福祉費負担金の説明欄1、児童手当負担金につきましては、県の負担割合が下がったことにより、544万円減の8,258万円を計上いたしました。説明欄2から4につきましては、例年どおりですので、説明を省略いたします。

福祉 課長 続きまして、3節生活保護費負担金になりますが、こちらは居住地が明らかでない等の理由により、要保護者に対する県費の負担金であります。例年同様となります。

こども課長 2目1節保健衛生費負担金、説明欄1の未熟児養育医療費負担金につきましては、例年どおりとなりますので、説明を省略いたします。

福祉 課長 続きまして、16款2項1目総務費県補助金の説明欄9、消費者行政推進事業等補助金になりますが、こちらは消費者行政経費に係る県補助金で、補助率2分の1となります。

保健医療課長 2目民生費補助金、説明欄1、老人医療費助成事業補助金は、1名分を計上しております。

介護高齢課長 同じく説明欄2から7につきましては、説明を省略させていただきます。

福祉 課長 説明欄8、重度心身障害者医療費助成事業補助金につきましては、例年どおりとなります。そのまま35、36ページをお願いします。説明欄9、地域生活支援事業費等補助金につきましては、こちらも国庫負担金と同様ではありますが、県負担4分の1となります。説明欄10、障害者向け住宅整備費補助金につきましては例年どおり、説明欄11、軽・中等度難聴児補聴器購入費助成事業補助金につきましても、例年どおりとなります。続きまして、説明欄12、重層的支援体制整備事業交付金につきましては、こちらも国庫でありましたとおり、重層的支援体制の県負担分となります。こちらは、県も4分の1の負担となります。

こども課長 2節児童福祉費補助金、説明欄の1から4につきましては、例年どおりであります。

説明欄の5、重層的支援体制整備事業交付金につきましては、国庫補助金の県補助分で、補助率はこども家庭センター分が6分の1、子育て支援センター分が3分の1となります。説明欄6につきましては、例年どおりですので、説明を省略いたします。

保健医療課長 3目衛生費県補助金、説明欄1から5及び7は例年どおりのため、省略させていただきます。6のがん患者医療用補整具助成事業補助金は、令和7年度から新たに実施します。補助率は2分の1です。

こども課長 説明欄8、子ども医療交付金につきましては、医療費単価が上がったことにより954万円を増額し、4,824万円を計上いたしました。説明欄9、妊産婦支援事業補助金につきましては、本市で行っている陣痛時の子育て応援タクシー利用補助金の県補助分で、8万5,000円計上いたしました。補助率は2分の1となります。

福祉課長 続きまして、37、38ページをお開きください。中ほどになりますが、民生費委託金の1節社会福祉費委託金、説明欄2、戦没者遺族等援護事務交付金になりますが、こちら戦没者特別弔慰金の事務に対する交付金となります。令和7年度、新たな弔慰金開始のため増額となっております。

第19款 繰入金

(説明)

保健医療課長 続きまして、41、42ページをお開きください。19款1項1目特別会計繰入金、説明欄2、3は項目計上となっております。

介護高齢課長 説明欄4、介護保険特別会計繰入金につきましては、一般会計で支出します重層的支援体制整備に係る介護保険の一部保険料などの繰入れとなります。

第21款 諸収入

(説明)

福祉課長 43、44ページをお開きください。21款4項1目、説明欄1、災害援護資金貸付金収入になりますが、こちらは令和4年8月3日からの大雨により被災した世帯に貸付けを行ったものですが、災害から3年経過し、本年10月から順次償還が始まります。今回は、繰上償還6名分と通常償還7名分を計上してございます。

保健医療課長 21款5項1目、説明欄1、2及び2目衛生費受託事業収入、説明欄1は例年どおりのため、省略させていただきます。

介護高齢課長 民生雑入、説明欄1、成年後見制度賠償責任保険料個人負担金につきましては、成年後見、市民後見を担っていただく方の保険料となります。説明欄2、介護給付費等収入につきましては、要支援者の介護予防プランの作成に係る収入となります。

福祉課長 説明欄3、4、5につきましては、項目計上となります。

こども課長 説明欄6から10につきましては、例年どおりであります。説明欄11、保育園副食費につきましては、令和7年4月分から6月分の副食費無償化及び定額減税による副食費徴収対象者数の減少により、令和6年度当初から877万6,000円を減額し、1,429万8,000円を見込みました。説明欄12につきましては、例年どおりであります。

保健医療課長 説明欄7、8は、例年どおりとなっております。説明欄9は、隔年で実施しますヘルスメイト養成講座の参加料となります。

こども課長 説明欄10につきましては、項目計上となります。

歳入

第13款 分担金及び負担金

(質 疑)

渡辺 昌 質疑というよりも、ちょっと確認で教えてもらいたいのですけれども、24ページの児童福祉費の負担金の説明の5、学童保育所利用料なのですけれども、この増えているのは説明では、委託から直営になったので、その分の利用料が増えたという理解でいいのですか。

こども課長 おっしゃるとおり、神林学童保育所の分が直営になったので、その分が増額となっております。

第14款 使用料及び手数料

(質 疑)

渡辺 昌 民生使用料の中の説明のところなのですけれども、6年度の予算書見ると、幼児保育施設使用料というのがあったのですけれども、今回この項目なくなっているのですけれども、どこか行ったのでしょうか。

こども課長 6年度は、指定管理者で徴収したものを市の歳入として上げておったところですが、令和7年度からの指定管理者の更新に当たって、その分の収入は指定管理者の収入とするということで、この項目はなくなったものであります。

第15款 国庫支出金

(質 疑)

上村 正朗 それでは、福祉課長、教えてください。30ページの生活保護費の負担金なのですけれども、歳入で聞けばいいのか、歳出で聞けばいいのかなのですが、先ほどの課長の説明で、世帯数の減で7年度これで見込んだという話なのですけれども、先日の報道でも生活保護の申請数、令和6年度過去最高になったというたしか報道もありましたし、これだけの物価高騰が続いていて、年金もなかなか上がらないという中で、生活保護の数が減るということ自体が私は非常に不思議だなというふうに思うのですけれども、その辺の評価はいかがでしょうか。

福祉 課長 こちらのほうにつきましては、私どもも昨年の末で500件を超えた段階から、今年の春、夏ぐらいですか、460件程度まで減りまして、要因分析をしたのですけれども、明確に種別がどこが減ったというのはございません。全体的に減っております。村上市の人口動態、人口の減少、世帯数の減少、これに伴ったものが連動しているものというふうに考えております。

上村 正朗 よく分からないというのは、そのとおりだと思います。ただ、捕捉率が2割、3割と言われている中で、やっぱり生活保護を必要としている人がいろんなスティグマとかハードルがあって、相談に来れない人がいるとそれは大変なので、ぜひその辺しっかり必要な人は、権利なので、遠慮なく相談してくれと、そういうスタンスをこれからもしっかりと取っていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

福祉 課長 私ども重層的支援体制整備事業も開始しておりますので、様々なチャンネルを通じまして生活相談を行っていき、適正な保護の実施に努めてまいります。先ほどちょっと触れるのを忘れていたのですけれども、高齢者の保護世帯の死亡廃止件数が非常に伸びております。そういったところもありますので、自然減的な部分はあるのですけれども、なお捕捉につきましては努めてまいりたいと考えております。

上村 正朗 よろしく申し上げます。

第16款 県支出金

(質 疑)

渡辺 昌 34ページの3節の生活保護費負担金のところの生活保護費等負担金の説明のところで、住所不明の方という説明あったのですが、もう一回説明をお願いします。

福祉 課長 生活保護につきましては、住所を設定されていて、そこで生活困窮に陥られた方の経済的補完を行うというのが前提となります。しかしながら、行旅人的であったり、何らかの事情によって住所を持たないまま窮迫の状態で保護をするという場合がございます。場合によっては、こちらのほうで保護を開始して、施設のほうに入所いただくとか、救護施設のほうに入った段階で私どもが保護を実施すると、そういったパターンがございまして、それにつきましては、市町村負担ではなくて県の負担になるということで、こういう予算の計上となっております。

渡辺 昌 15款で副分科会長のほうから、生活保護費等負担金、国庫負担金の、この金額とはもう全然リンクしないものって考えていいのですか。

福祉 課長 こちらのほうは、リンクしないといえましょう。先ほどの15款のほうにつきましては、国庫の負担金があつて、市町村の負担金があるという形で100%補完になりますが、国庫の負担ありながら、県のほうで市町村負担分を補うという格好になりますので、全くリンクしないという部分でもないと言ったら変なのですけれども、なにせよ市町村負担分はこの県負担金のところには該当しない、本来市が負担すべきであろうところなのですけれども、住所がないということで、県が負担するという形になります。ちょっと説明分かりにくいですかね、すみません。

渡辺 昌 いや、こっちの15款のほうが減っているのに、県のほうが、同じ項目名称なのに、減っていなかったのが、ちょっとそこを聞きました。

福祉 課長 全体的な数としては確かに減っておりますけれども、先ほど申し上げました住所地等を持たない、現在地保護というのですけれども、そちらの件数的にはほぼ変わらず横ばいとなっておりますので、予算上的には同じ金額という形になります。

第19款 繰入金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第21款 諸収入

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出

第2款 総務費

(説 明)

福祉 課長 それでは、69、70ページをお開きください。2款1項10目消費者行政費、説明欄1、消費者行政経費676万3,000円ですが、こちら消費者相談に係る人件費、研修費ほか無料法律相談の委託料となります。消費生活相談員の報酬単価の増が増額要因となります。

第3款 民生費

(説明)

- 福祉 課長 そのまま今度85、86ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費になります。説明欄1、社会福祉費一般経費となりますが、こちら通常の経費のほか、令和8年度策定を予定しております地域福祉計画に係るアンケート経費を増額要因として盛っております。続きまして、87、88ページ、説明欄2、民生児童委員経費、昨年とほぼ同様でございますが、一斉改選に係る経費が、僅かではありますが、増額となります。続きまして、説明欄3、行旅病人等支援経費につきましては、例年同様となります。説明欄4、生活困窮者自立支援事業経費につきましては、こちら令和7年度から任意事業の一つ、就労準備支援事業、アウトリーチ支援を強化する取組、こちらを行うため、約460万円の増額となっております。説明欄5、福祉総合相談事業経費につきましては、こちらアウトリーチと重層的支援体制整備事業の一環としてアウトリーチ事業を行うとして増額となっております。
- 介護高齢課長 説明欄6、介護職員人材確保推進事業経費につきましては、高校生向けの介護職場の研修ですとか、あとは介護職員さんのキャリアアップのための補助金を見込んでおり、例年どおりとなります。説明欄7、市民後見推進事業経費につきましては、市民後見の方の利用促進のための検討会ですとか、養成講座の開催経費となっております。
- 福祉 課長 説明欄8、社会福祉協議会助成経費につきましては、例年と同様となっております。説明欄9、障害福祉費一般経費につきましても、例年どおりとなっております。続きまして、89、90ページをお開きください。地域生活支援経費につきましては、移動支援事業委託料、日中一時支援事業委託料、訪問入浴サービス事業委託料等に6年度の実績見込みで計上いたしました。続きまして、説明欄11、基幹相談支援センター経費につきましては、委託料、主に人件費相当分の増となっております。説明欄12、特別障害者手当等経費につきましては、例年どおりとなっております。説明欄13、障害者自立支援経費につきましては、令和6年度並びに7年度に報酬改定が行われることから、増額となっております。続きまして、91、92ページをお開きください。障害者給付費等審査会経費につきましては例年同様、説明欄15、発達障害者支援事業経費につきましても例年同様で、ぱすのーとの作成及びペアレントトレーニングの経費となります。説明欄16、運営費負担金につきましては、下越福祉行政組合が運営します中井さくら園並びにひまわり荘の負担金となりますが、中井さくら園につきましても、医療的ケア児の受入れに伴う職員の増等により約360万円の負担増、対しましてひまわり荘につきましても、施設維持修繕経費の減により285万円ほどの負担減となります。説明欄17、地域活動支援センター経費につきましては、ぬくもり工房に係る経費を計上いたしました。説明欄18、重度心身障害者医療費助成経費につきましては、例年よりも対象件数が減少となっております。続きまして、説明欄19、障害者福祉団体助成経費につきましては、手をつなぐ育成会並びに身体障害者団体連合会の補助金を例年どおり計上してございます。
- 保健医療課長 説明欄21、国民健康保険特別会計繰出金は、例年どおりのため、省略させていただきます。
- 福祉 課長 説明欄22、社会福祉総務費職員人件費につきましても、例年どおりとなります。
- 介護高齢課長 93、94ページを御覧ください。2目社会福祉施設費の説明欄1、ゆり花会館運営費

の機械器具購入費ですけれども、ぬくもり工房がゆり花会館に移転する予定としておりますので、エアコンを購入するものとなります。説明欄2につきましては、例年どおりのため、省略させていただきます。3目老人福祉費になります。1から4につきましては、例年どおりのため、省略させていただきます。説明欄5、避難行動要支援者支援経費につきましては、個別カードの必要な方等につきまして、ケアマネジャーさんに委託する経費が個別避難計画作成委託料115万5,000円となっております。説明欄6につきましては、例年どおりのため、省略させていただきます。次のページ、95、96ページを御覧ください。説明欄7、高齢者生活支援経費の3行目、労働者派遣手数料41万6,000円になりますが、こちらは山北地区の寝たきり高齢者の移送サービスの運転員の派遣費用となりまして、シルバー人材センターさんからの派遣をお願いしております。9行目、軽度生活援助サービス委託料691万2,000円は、利用者の増加によりまして、前年度の当初に比べて199万6,000円の増額となっております。

保健医療課長 説明欄8、老人医療費助成経費につきましては、1名分の医療費となっております。

介護高齢課長 説明欄9、老人保護措置経費につきましては、例年どおりのため、省略させていただきます。

保健医療課長 説明欄10、後期高齢者医療連合負担金につきましては、例年どおりとなっております。

介護高齢課長 説明欄11、介護予防サービス計画経費につきましては、下から2行目、予防給付ケアマネジメント委託料2,212万6,000円ですけれども、要支援認定者の増加によりまして、前年当初に比べて229万円の増額となっております。説明欄12から14につきましては、例年どおりのため、説明を省略させていただきます。97、98ページを御覧ください。説明欄15、認知症施策推進計画策定事業経費60万円ですが、これは認知症基本法によりまして、市町村で作成することが努力義務となりました認知症施策推進計画の作成費用となります。

保健医療課長 説明欄16、後期高齢者医療特別会計繰出金は、例年どおりとなっております。

介護高齢課長 説明欄17、18、19、20につきましては、例年どおりのため、説明を省略させていただきます。次に、99、100ページを御覧ください。4目老人福祉施設費の説明欄1、老人福祉センターあかまつ荘経費の照明設備LED化業務委託料ですけれども、こちらにつきましては、施設のLED化を行う予定として641万9,000円計上させていただきます。説明欄2、3につきましては、例年同様です。説明欄4、老人介護施設経費の照明設備LED化の事業につきましては、説明欄1のあかまつ荘と同様にデイサービスセンターでのLED化を図る事業となります。一番下の工事請負費333万3,000円は、上海府デイサービスセンターの浴室系の給水管の敷設工事となります。

こども課長 3款2項1目児童福祉総務費、説明欄1、児童福祉費一般経費ですが、主なものとして、子育て応援タクシー利用補助金で17万8,000円、保育士資格取得支援補助金で12万9,000円を計上いたしました。子育て応援タクシー利用補助金につきましては、陣痛時や子供が病気の際の受診時にタクシーを利用した際の利用料金を補助するものであります。保育士資格取得支援補助金につきましては、現在保育園等に勤務する保育士資格のない者が保育士資格の取得に要する費用を補助する制度であります。101ページ、102ページを御覧ください。101ページ、102ページの説明欄2のことばとこころの相談室経費は、こちらにつきましては、療育指導員4名と指

導員補助 2 名の報酬を計上いたしました。説明欄 3、こども家庭センター事業経費 1,145 万円ですが、主なものといたしましては、家庭相談員 2 名、事務補助員 1 名に係る人件費及び育児・家事援助委託料になります。説明欄 4、子育て事業関連計画策定経費につきましては、令和 9 年度を始期とする第 4 次保育園等施設整備計画策定に向けての保育園等施設整備計画審議会を 3 回予定しており、委員の報酬等を計上しております。

福祉 課長 説明欄 5、特別児童扶養手当経費につきましては、例年同様特別児童扶養手当支給に係る事務費を計上しました。

こども課長 説明欄 6 及び 7 は、職員人件費で、例年同様であります。103 ページ、104 ページを御覧ください。2 目母子父子福祉費、説明欄 1、ひとり親家庭等医療費助成経費は、令和 6 年度の実績見込みにより前年度より 55 万 2,000 円多い 3,091 万 6,000 円を見込みました。説明欄 2 につきましては、例年同様であります。説明欄 3、児童扶養手当経費は、令和 6 年度の実績見込みにより 654 万 8,000 円減の 1 億 7,977 万 3,000 円を見込みました。説明欄 4、母子家庭等対策総合支援事業経費につきましては、人数の増により前年より 221 万 7,000 円増の 481 万 7,000 円を計上いたしました。3 目児童措置費、説明欄 1、保育園運営経費は 1 億 9,401 万 2,000 円増の 14 億 155 万 1,000 円となります。主なものといたしましては、保育園の会計年度任用職員に係る報酬が 3,960 万 2,000 円増の 3 億 9,347 万 9,000 円、あらかわ保育園及び向ヶ丘、みのり保育園に係る指定管理料が 8,954 万 5,000 円増の 5 億 6,757 万 1,000 円、新たにあらかわ、向ヶ丘、みのり、山北そらいろ保育園の照明設備 LED 化業務委託料として 4,985 万 7,000 円、そのほか工事請負費として保育園設備等の改修に 2,150 万 5,000 円を計上いたしました。105 ページ、106 ページをお開きください。説明欄の 2、通園バス運行経費について、通園バス 9 台分の経費で 5,181 万 8,000 円を計上いたしました。令和 6 年度は 12 台運行しておりましたが、利用者数の減により運行経路を見直し、令和 7 年度は 9 台で運行いたします。説明欄 3、統合保育園整備事業経費につきましては、村上駅周辺まちづくり事業の大規模跡地利用として、村上地区統合保育園を建設するに当たり必要となる土地造成工事費、土地購入費、法人に対する整備補助金、用地取得に伴う物件補償費を計上いたしました。説明欄 4、子育て支援センター事業経費につきましては、直営 2 施設分の運営に係る経費 2,096 万 4,000 円を計上いたしました。107 ページ、108 ページをお開きください。説明欄 5 から説明欄 11 は例年どおりのため、説明を省略いたします。説明欄 12、物価高騰対応重点支援事業経費につきましては、長引く物価高騰による影響への支援といたしまして、市内の保育園や幼稚園に通う児童の保護者に対し、3 歳以上児の副食費 4,500 円と 3 歳未満児の保育料等に含まれる副食費相当分を 4 月から 6 月の 3 か月分無償化するものであります。主な経費といたしましては、公立保育園の 3 歳未満児及び私立の認定こども園、幼稚園等に通う児童の保護者が納入された副食費及び副食費相当分の 3 か月分を交付する額として緊急支援金 495 万円を計上しております。109 ページ、110 ページをお開きください。説明欄の 13、児童手当支給経費につきましては、2 億 9,825 万 2,000 円増の 8 億 6,512 万 2,000 円を計上いたしました。制度拡充による扶助費の増額によるものであります。説明欄 14、15 は、職員の人件費のため、説明を省略いたします。4 目学童保育費の説明欄 1、学童保育経費につきましては、4,616 万円増の 1 億 9,786 万 6,000 円を計上いたしました。主なものといたしましては、会計年度任用職員に係る報酬が 9,095 万 7,000 円、さんぽく森のなかよし学童保育所に係る指定管理

料が2,615万1,000円、新たに神林学童保育所が移転することに伴う業務委託料を4,432万7,000円、バス運行委託料を398万9,000円、自動車借上料を415万8,000円計上いたしました。111ページ、112ページをお開きください。5目児童福祉施設費の説明欄1、児童遊園施設経費につきましては、例年どおりであります。説明欄2、子育て支援拠点施設経費につきましては、屋内遊び場の運営に関する経費及び子育て支援拠点施設全体の施設管理に関する経費を計上しております。また、工事請負費といたしまして、村上市屋内遊び場の空調工事を行うため、2億4,911万7,000円を計上いたしました。

福祉 課長 3款3項1目生活保護総務費、説明欄1、生活保護経費935万8,000円ですが、会計年度任用職員の報酬、燃料費、役務費等の単価の引上げにより増額となっております。続きまして、113、114ページをお開きください。説明欄2、生活保護総務費職員人件費になりますが、こちらは例年どおり8人分の人件費となります。続きまして、3款3項2目の扶助費になります。説明欄1、生活保護扶助費になりますが、歳入のほうでも御説明しましたが、世帯数の減を勘案しまして、減額の計上となっております。続きまして、4項1目の災害救助費につきましては、項目計上とさせていただきます。

第4款 衛生費

(説明)

保健医療課長 4款1項1目、説明欄1、保健衛生総務経費です。新たに公的病院等医師派遣受入費補助金、公的病院医療提供体制確保事業補助金、厚生連病院緊急支援事業補助金、がん患者医療用補整具購入費助成金の予算計上により、増額となっております。続きまして、次のページを御覧ください。説明欄2、健康づくり経費です。こちらは、隔年で実施しておりますヘルスメイト養成講座に係る謝礼や消耗品費を計上しております。説明欄3、地域医療懇談会経費は、例年どおりとなっております。

福祉 課長 説明欄4、精神保健経費につきましては、精神障害者家族会補助金を例年どおりの計上としております。

保健医療課長 説明欄5、出産・子育て応援事業経費は、令和6年までとなり、説明欄6の妊婦のための支援給付等事業経費に移行します。説明欄6は、会計年度任用職員の人件費や支援給付交付金を計上しております。説明欄9は、例年どおりとなっております。続きまして、2目予防費、説明欄1、生活習慣病予防対策費、あと次のページの説明欄2、歯科保健事業経費は、例年どおりとなっております。説明欄3、予防業務経費です。こちらは、带状疱疹ワクチンが定期接種となることから、増額となっております。説明欄4、自殺予防対策事業経費は、例年どおりとなっております。

こども課長 説明欄5、子どもの医療費助成経費は、令和6年度からの実績見込みにより、1,025万1,000円増の1億4,852万5,000円を計上いたしました。

福祉 課長 説明欄6、精神障害者医療費助成経費につきましては、例年の実績を勘案しまして、入院費助成と診断書作成費助成を計上いたしました。

こども課長 説明欄7、未熟児養育医療給付経費につきましては、例年同様であります。

保健医療課長 説明欄8、母子保健経費です。産後ケア事業では、宿泊型に加え、新たに通所型、あと助産師による訪問型の実施や妊婦のための交通費、宿泊費支援により増額となっております。説明欄9、妊産婦の医療費助成経費は、新たに入院費の一部負担金の無償化により増額となっております。説明欄10、予防費職員人件費は、人件費と

なっております。続きまして、123、124ページを御覧ください。こちらの4款1項5目保健衛生施設費、あと7目の診療所費は例年どおりとなっております。

第3条「第3表 債務負担行為」

(説明)

保健医療課長 債務負担行為ですけれども、こちらは新潟県医師養成修学資金貸与事業費用負担金ということで、令和8年度から12年度までとなっておりますが、県と連携して行います北里大学の医学部の修学資金の2年生から6年生までの5か年分のものを計上しております。

こども課長 2段目の就学前教育・保育施設整備補助金ですが、村上地区統合保育園施設整備の2か年事業に対し、令和8年度分について債務負担行為を行うものであります。その下、統合保育園木造木質化推進事業補助金ですが、こちらも同様に村上市統合保育園施設整備に係るもので、木造木質化に対する補助金の債務負担行為となります。以上です。

分科会長（鈴木一之君） 暫時休憩を宣する。

（午後 2時08分）

分科会長（鈴木一之君） 再開を宣する。

（午後 2時25分）

鈴木分科会長 ここで介護高齢課長より発言を求められておりますので、これを許します。

介護高齢課長 すみません。議第38号 令和6年度村上市一般会計補正予算（第16号）の第2表、繰越明許費補正のところで、私が説明させていただきましたゆり花会館運営経費につきましては、すみません、私指定管理料と申し上げたのですが、勘違いしております、工事請負費、6年度内に終わらないものにつきまして、翌年度に繰り越すということでございます。すみませんでした。

鈴木分科会長 御了承願います。

歳出

第2款 総務費

(質疑)

長谷川 孝 70ページの消費者行政経費についてちょっと聞きたいのですが、相談員の報酬が増額になったということなのですが、最近消費生活相談の件数とか、そういうのは増える傾向にあるのか、その辺ちょっと教えてもらいたいのですが。

総合相談室長 本日現在280件の相談が来ております。ただ、昨年消費生活センターのほうから閉鎖している関係で、増加傾向にあるかどうかは分かりませんが、1日一、二件は必ず来ているので、少なくない件数は来ております。

福祉 課長 ちょっと補足させていただきます。昨年度につきましては、消費生活相談員、2名いたのですが、相次いでちょっと亡くなりまして、中途相談が受けられない状況となりまして、それで今ほど室長申し上げましたとおり、ちょっと昨年との比較統計ができないということになります。

長谷川 孝 その280件の相談内容というのは分かりませんか。どういうの、どういう項目が多

かったとか。

福祉 課長

詳細なデータは今ちょっと取りまとめ中なのですが、最近特に目立っているのがネット上での販売と、あとゲームの課金、子供が勝手に課金してしまった、そういったものが非常に増えています。あと、申し訳ございません、多岐にわたって申し訳ないのですけれども、訪問販売の押し買いみたいなものがあるのです。不要物品ありますでしょうかとって高齢者のところへ行って、売るつもりがないのに売ってしまったとか、あとあるのが、お宅の屋根壊れていますよとって、法外な値段で修理をさせられたとか、とにかくいろんなものがありますけれども、高齢者が狙われる部分が非常に多いという形です。

長谷川 孝

今課長言われたように、多岐にわたっているような気がするのです。特に最近多いのが貴金属とか、そういうものないとか、切手1枚でもいいのだとか、それだとかこの家族は何人いて、日中はこの人1人しかいないのではないかととかという、もうはっきり言えばすぐ個人情報が分かるような形が多いので、その辺注意しなければ駄目だということと、それからもう一つ、電話がかかってきて、それでコンピューターか何かで作動しているのではないかと思うのですけれども、今すぐ電話が切れますと。それで、切れますので、それがあれでしたら、1番をお押しくださいと。かって、強制的なやり方でどこかにつなげようとするような電話もありますので、その辺高齢者だけだと判断できない部分もあるので、ちょっとその辺注意しなければ駄目なのではないかなと思いますので、よく皆さんで検討していただきたいというふうに思います。

福祉 課長

実例としましては、高齢者のお宅に電話がかかってきまして、今から2時間後に電話が切れますと。つきましては、コンビニエンスストアに行って、何々の課金するカードをお買いになりまして、この番号をお知らせくださいというのが非常に多くなっております。私どもも、そういったものについては、全国レベルでの注意喚起のところを、消費者庁とかに連絡を取りますし、あわせまして出前講座とか、そういった部分で地域に赴いて、そういったものの注意喚起を行います。また、SNS等を通じまして、注意喚起の情報を常に流すようにしております。今後も努めたいと思います。

第3款 民生費

(質 疑)

渡辺 昌

88ページの民生児童委員経費なのですが、先ほどから民生委員の一斉改選の話出ていますけれども、民生委員の方を推薦といいますか、各区長さんとかいつ頃連絡行ったのか教えてください。

福祉 課長

民生委員さんの空白の状態、こちらを解消するために、今年から新たな形で、本人の意向を取る前に、各区長さんに現状をお知らせしてございます。1月半ばに各区長さん方に発送させていただきまして、今年の令和7年の秋には一斉改選がございまして、そのためには今からちょっと御準備くださいということで、1月中にアナウンスをしております。

渡辺 昌

それで、区長さん方が大分なかなか適任者がいないので、かなりどこの区長さんも困っているという話なのですが、年々改選のたびに民生委員の方、確保というか、なっただくの大変なのですが、以前にも議会のほうからでも、一般質問なんかでも、協力員でしたっけ、民生委員の方を助ける、そういう制度とか、

- 市だけでどこまでできるのか分からないのですけれども、民生委員の方の業務の負担軽減とか、そういう市としては何らかの取組されているのか教えてください。
- 福祉 課長 2月に入りまして、各地区の民生委員児童委員連絡協議会の会長さん、副会長さん、あとは主立った主要な役職の方、市内全体の集まりのときにお話をさせていただきました。問題要素としては、民生委員さんの業務負担というのがイメージとして非常に重いと言われている部分と、もう一つが本当に成り手がいないと、人がいないのだというところと、ちょっと二極化しております。正直言いますと、今の定数割当てをしていますが、それも補えないので、その割り振り区分、今まで1集落で1人だったところを、複数集落で上げさせてもらいたいといったところも出てきております。私ども協力員制度を入れるに当たって、もともと成り手がいないところに協力員を入れるにしても、その協力員にすら成り手がいない可能性が非常に高くなっております。ですので、ちょっと今回は一斉改選に注力させていただきますが、一斉改選がある程度落ち着いたきしたら、協力員制度の導入について、本当にいい形がどういうふうになればいいのか、そこは場合によってはほかの集落といいますか、自治会というものの連合、協力した上で数人出すとか、そういった形も含めて、改めて検討したいと考えております。
- 渡辺 昌 今現在民生委員の方がいない地区というのか、集落、町内というのはどのくらいあるのですか。
- 総合相談室長 178人の定員に対しまして、今現在民生委員が159人、19人の欠員になっております。
- 渡辺 昌 そのところは、途中、なられた方いらっしゃったけれども、いなくなったという、一旦は全部のところになったのですか。それとも、ずっといない期間が続いているのか、その辺を教えてください。
- 総合相談室長 3年前、最初からいなかったところも幾つかございました。3年経過するについて、途中でお亡くなりになったりとか、転出されたりとかということで、だんだん減っていったということもございます。
- 渡辺 昌 次ののですけれども、90ページの軽・中等度難聴者補聴器購入費助成費、これ毎年金額同じなののですけれども、かなり申請した方というのは皆さん対応されているのでしょうか。件数とか教えてください。
- 福祉政策室副参事（堀内） 申請されている方全員交付されております。令和6年度につきましては、年度途中なののですけれども、全部で67件、今件数上がっております。
- 渡辺 昌 次に、94ページの老人福祉費の説明の1の老人福祉費一般経費なののですけれども、敬老祝事業補助金ですか、対象者、自分の集落で言えば対象者は徐々に減ってきたのですけれども、去年あたりからまた増加傾向になりまして、今後も住民の方見れば増えていくのかなと思っていたのですけれども、団塊の世代とか、何かいろいろそういうそれも影響していると思うのですけれども、予算書見ると昨年度よりも、令和6年度が2,105万円だったのが今年度減っているのですけれども、対象者の減少が、この予算が少なくなった理由になるのでしょうか。
- 介護高齢課長 そうです。対象者の減少によります。
- 渡辺 昌 説明の一番上の敬老祝品代というのは、これは米寿とかの費用ですか。こっちは増えているのですけれども。
- 介護高齢課長 そうですね。152万5,000円につきましては、米寿のお祝い品になります。
- 川村 敏晴 112ページかな、児童遊園施設経費及び子育て支援拠点の……こっちの子育て支援拠点のほうですかね、今回2億4,900万かけて空調等の工事予算が上がっていますが、

具体的にどこをどの辺、どういう空調に工事するのか、その辺もう少し具体的にお聞かせ願いたいのですが。

こども課長 この屋内遊び場の空調工事を入れます、今屋内遊び場のほうあるのですけれども、旧神納東小学校のほう、その屋内遊び場のほう、この方式が空気式床放射冷暖房方式ということで、分かりやすく言うと床の冷暖房を入れる方式であります。この床のほうに、床の張り替え工事が出てきますので、その床の下にそういった配管を通して工事をするということでございます。その床のほうも市産材を使うというような予定になっております。

川村 敏晴 ということは、要は通常のエアコンのように暖かい風とか冷たい風が吹いて、冷暖を取るというふうな、その風のあれというのは影響はないのでしょうか。

こども課長 床からの冷暖房方式ですので、床のほうから冷たい風、それから暖かい風が出てきます。

川村 敏晴 通常家庭の床暖とかすると、床自体が暖かくなって、そこで暖かくなると。だから、床暖は分かるのだけれども、床を冷房するって、やっぱり風を吹きつけるしかないわけなのですよ。なぜかというと、その辺小さい子供もいるので、果たして健康だとか、その辺悪影響はないのかななんていう思いがあったものだから。

子育て支援室長 今課長申し上げたのは、対流させるための柔らかな風が、壁側に吹き出し口があって、循環させるためのものでありまして、通常は床面からの輻射熱、輻射冷氣による冷暖房ということになります。

川村 敏晴 今度は100ページと106ページ、これ介護施設と保育園なのです。これ昨日も聞いたのですけれども、各施設のLED化、これ結構村上市今年度大きな予算を入れて、前倒しで一気に変えていこうということなのだろうと思うのですけれども、悪いことではないのですが、私が一番あれなのは、地元の業者にやはり工事としてしっかり発注、その後はメンテもあるのでしようけれども、そういう体制が往々にして建設業の仕事になると、大口の仕事になると大手さんが入ってきて、なかなか地元の業者に仕事の割当てができなかったりするので、その辺ちょっと懸念して、これあちこちであるので、LED化を、防犯灯なんかも見れば、3億前後の予算が組まれているので、その辺は、ここは副市長なのかもしれませんけれども、全体的な工事発注についての構想みたいなものは持っていないのでしょうか。

副 市 長 昨日も申し上げましたとおり、今回のこのLED化事業につきましては、まずはプロポーザルにおきまして、LED化による脱炭素効果、それから市内電気工事業者を最大限活用した施工体制、これに重きを置いた提案をしていただくという予定にしております。そういうことで、事業の実施におきましては、市内中小事業者までくまなく仕事が行き渡るような施工体制、こういったものとなるようにしたいというふうに考えておるところでございます。

川村 敏晴 通常業務発注するときは、各課ごとに従来発注するわけですよ。同じLED化なので、昨日の説明で、昨日聞いた箇所に関してそういうプロポーザル化で行うのだろうかというふうなことで理解はしたのですが、いろいろ各課にその工事があるので、そこは総務課で仕切るとかということではないのですか。

副 市 長 基本的にはこれ一括で発注したいというふうに考えております。各所管で工事発注するのではなくて、そういう形態を取りたいというふうに現在のところ考えているところでございます。

川村 敏晴 昨日そう言ってもらえれば、今日質問しなくても。ありがとうございます。

上村 正朗 では、お願いします。88ページの4の生活困窮者自立支援事業経費の中で、アウトリーチの関係で460万円ぐらい増えるという説明をしたように聞こえたのですけれども、下の5でアウトリーチ参加支援事業というのが新規でやるので、その辺の関連はどうなのかなということでお聞かせください。

福祉 課長 福祉政策室副参事より答弁させます。

福祉政策室副参事（斎藤） 説明します。令和7年度から実施する事業ということでございますが、アウトリーチということで、必要な人に必要なサービスを届けるということで、積極的な働きかけを行うことを目的として事業を始めることとなりました。自らSOSを発することができない方など、そういう方、交通の便が悪い方などに対して支援をするということで、これまで受付型というか、来所された方に対応するというものであったのですが、こちらから積極的に働きをかけて、就労準備支援事業というもので日常生活や社会生活、就労の自立などをステップアップを踏んで支援するという形を予定しております。そのほかもう一つ、ひきこもりの支援もあるので、説明します。

総合相談室長 5の福祉総合相談事業経費におけるアウトリーチ・参加支援事業についてですが、こちらはもう初歩というか、ひきこもりの方、全く外と接触ができていない方に対して最初のアプローチをかけるアウトリーチ事業になっております。その後信頼関係ができて、社会参加支援事業で社会参加のほうに移りまして、その後イメージ的には就労準備のほうに移るといった段階的なイメージはございます。以上です。

上村 正朗 そうすると、4のほうが就労準備支援事業ということなのでしょうか。

福祉政策室副参事（斎藤） 説明欄4が困窮のほうのアウトリーチ事業ということになっております。就労準備支援事業となります。

上村 正朗 すみません、困窮のアウトリーチって当たり前の話なので、今までもやっていたわけなのではないのですか、それは。待っている生活困窮者支援なんて聞いたことがないので、その辺どこが変わったのかなと。

福祉政策室副参事（斎藤） これまでも自立支援事業のほうで、社協さんのほうに今年度も委託しておりますが、当然相談来る方、相談からアウトリーチにつながる方は当然します。ただ事業の中身として、自宅からなかなか出れない方とか、そもそも日常生活の根本、例えば生活のリズムであるとか、就労までいかないのですけれども、ボランティアとか、やっぱり近くで、身近なところでできるものというところで、これまでなかなか事業をそこまで社協さんのほうで取組ができない部分があったので、これからはアウトリーチにより、より積極的にという部分で考えている次第でございます。

上村 正朗 今のところは了解です。続いて、もう一つ、いっぱいあるのですけれども、取りあえず1つ、90ページの10番の地域生活支援経費で障害者向けエアコン設置費補助金で、これ同じようなものが介護高齢課のほうの高齢者向けエアコン設置費補助金、これも同じようなものなのかなと思いますけれども、まず福祉課の課長にお聞きしますけれども、これはホームページとか見ると高齢者等エアコン設置費補助事業ということで出てくるのですけれども、担当課というのは福祉課と介護高齢課、別々にやっている感じなのでしょうか。

福祉 課長 以前は、これ高齢者、障害者向けのエアコン設置事業ということで一本の要綱でやっていたものなののですけれども、予算上分割して計上していたものを、今要綱上で分けてやっております。ですので、高齢者向けについては介護高齢課さんが所管、

障害者向けについては私ども福祉課が所管という形になります。すみません。ちょっと一旦確認させてもらいます。

上村 正朗 確認中でしょうか。例規集を見たら、要綱が見つからなかったのですけれども、何という要綱で……

（「お待ちください。ちょっと確認させてもらいます」と呼ぶ者あり）

上村 正朗 では、ちょっと時間かかるようなので、同じところであれなのですけれども、障害者向けエアコン設置費補助金が予算で5万円ですよね。要綱見ると、補助金額の上限額が5万円なので、1台しか見ていないのかなと思うので、これって補助事業の目的はどういう目的なのでしたっけ。何でしたかって分かりにくい、障害者の方が熱中症にならないためにエアコン設置の経費を補助するということだったかなと思うのですけれども、それでよかったでしょうか。

福祉 課長 基本的にはおっしゃるとおりになります。

上村 正朗 それで、生活保護と住民税非課税の世帯の例えば障害者、ほかにもちょっと要件ありますけれども、1台を5万円というのは、年間5万円、1台分というのは、少ないのではないかなと思うのですけれども、その辺どうでしょうか。桁がちょっと違うのではないかなという気がするのですけれども。

福祉 課長 こちらのほうにつきましては、正直言います、ここ数年実績がない状態でしたので、1台分の計上という形になっています。

上村 正朗 ここばかりしてあれなのですけれども、どういう周知の仕方をしていますか。民生委員さんとか、障害の相談支援事業所の方だとか、そういった方にちゃんと制度を周知して、自分の担当のところで必要のある人はいないかどうかみたいなことをしっかり掘り起こしていらっしゃるでしょうか。その辺どんなものなのでしょうか。

福祉 課長 基本的に障害のサービス制度等につきましては、冊子等を通じて各事業所、相談員さんには周知をしております。掘り起こしとなると、その辺のところにつきましては、それぞれ個別の相談の中でこういったニーズがあるのかというものの把握になってくるかと思います。周知につきましては、行っているといえは行っているということです。

上村 正朗 対象世帯、このホームページに、昨日ホームページから取りましたので、まだ生きている事業だと思えますけれども、障害のある人だと身体障害者手帳の1級または2級、あとは療育手帳Aの方しか対象になっていないわけですね。そうしたら、身体障害者3以下の方というか、未満の方、それと療育手帳Bの方、あと一番大事なのは精神障害者の人が全く抜け落ちているのですけれども、精神障害の人って熱中症にならないのですか。そのような判断はどのようなのでしょうか。この対象世帯の捉え方が私はおかしいのではないかなと思いますけれども。

福祉 課長 疑問に持たれる部分もごもっともかと思うのですけれども、基本的には重度の方ということで上げてあります。精神障害の部分についておっしゃられる部分がございますけれども、精神障害もそうなのですから、重度の方で単独で住まわれている方ってなかなか難しいのかなというのもありまして、ちょっと今まだ制度は持っていないと。

上村 正朗 施政方針で市長が、市長会を通じて国・県に対して要望を重ねて、JR運賃の割引制度拡充、本年4月から精神障害者保健福祉手帳所持者が加わることになりましたと。市長は、一生懸命頑張っていただいて、精神障害者の手帳をお持ちの方をJRの割引のところに加えていただいているような取組をしている中で、精神障害者の

ことを最初から手帳A、B……1級、2級、3級ですか、最初から精神障害者の方を除外しているというのは、私これは精神障害者に対する差別ではないかなと思いますけれども、その辺副市長、いかがですか。市長がこれだけ頑張ってJ Rの割引にね。

副市長
福祉課長

課長から答弁いたさせます。

差別と取られるのは非常に心外でございます。確かに市長は精神障がい者家族会の方とか、あと知的の手をつなぐ育成会の親御さんたちと常々面会等しておりまして、要望が上がってきている部分については市長会等に上げているというのは、これは現実でございます。私どもこれ制度としてまだ追いついていない部分があったにしても、障害者差別をしているというふうなつもりはございません。

上村 正朗

ここでそんなに長々としてもしょうがないですけれども、主観はどうあれ、精神障害者の方を対象世帯から外しているわけですよね。それは、私は問題だと思いますけれども、その辺は問題ではないっておっしゃいますか。

福祉課長

問題ではないというよりは、外しているということではなくて、今持っていなかったということで、大変申し訳ございません。

副市長

今課長申し上げたとおりなのだろうと思うのですけれども、これは全ての障害者に対してできればいいのですけれども、やはり財政の部分もございます。どこに今優先すべきかというふうなこともございますし、あとこれからまだこの制度自体がもう少し検討の余地があるものなのだろうと思いますので、その辺りは今副分科会長の御意見等も十分考慮しながら、制度設計につなげていきたいなというふうに考えておるところであります。

上村 正朗

最後になりますけれども、この話に私がちょっと突っ込ませていただいたのは、もう対象者がいないっておっしゃったから、最初に。だけれども、課長がおっしゃいましたよね。もう対象者がいないから、1台分だと。だけれども、精神障害者の方、対象から最初から外しているのはおかしいではないかというのが当然そういう話になろうと思います。今副市長がそういうふうに言っていたので、あとこの留意事項を見ていただいても、既存のエアコンの修理や取替えは対象外ですとか、過去に高齢者・障害者向け住宅整備補助事業でエアコンを設置した世帯は対象外となりますと書いてありますけれども、何十年前につけたエアコンが壊れている方も今対象にならないのです、この留意事項上だと。でも、それは10年前、20年前にエアコンつけて、壊れた人だって、それ熱中症になるでしょうと思うので、ぜひ精神障害者の方を対象に加えることも含めて、どういう方を対象にするのか、要綱の見直しを、今年は高温、暑い夏になるという予報もありますので、ぜひこの夏に間合うように見直して、検討していただければなと思いますけれども、いかがでしょうか。

福祉課長

副市長答弁にありましてとおり、その見直しの部分については、要検討させていただきます。ただ、1点だけちょっと訂正をお願いしたいのは、私、対象とならないということではなくて、今まで実績がなかったので、1件の計上とさせていただいたということでございますので、その辺のところはお間違えのないようお願いしたいと思います。

川村 敏晴

104ページになりますが、これも久々なので、保育士派遣の手数料というふうなことで5,000万円計上されていますが、臨時、今期限付というのですかね、の方を派遣、いわゆる派遣制度会社に依頼して、何人かの保育士を要請した、その手数料という

ふうに読み取れてしまうのですけれども、この辺についてちょっと詳しく御説明ください。

こども課長 この保育士派遣手数料につきましては、保育園に会計年度さん、それから一般職員の保育士で足りない部分といいますか、そういったところを派遣会社をお願いして、登録している保育士さんを派遣していただくものでございます。この5,051万2,000円は、派遣保育士9名分の派遣手数料であります。

川村 敏晴 今よく問題になっているのは、要は会計年度職員とかの方たちに賞与等の支給、これも一般職員同様、金額は別として、そういう部分についても、この派遣の方々には手当的にはつくものなのですか。この内容ですね。

こども課長 私どもがこの派遣手数料でお支払いしているのは、期末手当とか、そういったものは払っておりません。毎月一定額の時間給幾ら、掛ける何日という、その毎月一定額の派遣手数料しかお支払いしておりません。

長谷川 孝 1つだけちょっと聞きたいのですけれども、110ページの学童保育経費に学童保育・児童館指導員報酬というのがありますが、今日この後協議会で児童館機能の子育て支援センターへの集約ということで説明を受けるのですが、6月に条例廃止されると、児童館の。このあれだと、その説明あるのだと思うのですけれども、この予算書にはいつまでの児童館の指導員報酬というのが載っているのでしょうか。

こども課長 この7年度当初予算の金額につきましては、これは通年の12か月分が計上されております。

長谷川 孝 今までどおりに載せたということ。そうすると、廃止されたときに補正を組むというやり方するわけ。

こども課長 児童館閉館につきましては、機能としては閉館するのですが、職員はそのまま、その時間は、その方は午後からは学童保育所の主任児童員をされておりますので、そういった事務仕事にさせていただくということで、児童館として子供相手とか、そういう遊びはしませんけれども、中の内部事務をするということで、時間単価的には変わりございません。

長谷川 孝 ここで働いている短期任用職員だか何かの人から電話来て、自分たち、児童館が廃止されれば、働く時間が短くなるのでないかというのは、いや、それは廃止にならないうちは我々答えるわけにはいかないよという話したのだけれども、実際働いている、何年か働いているのと同じベースで就業するということに間違いはないというふうに理解していいわけ。

こども課長 7年度につきましては、会計年度さんには年度初めに雇用契約を結びます。今年度は週何日、何時間というような契約結びますので、令和7年度につきましては、年度途中から児童館は閉館するのですけれども、雇用契約については、1年間継続する予定であります。

長谷川 孝 もう一つ、この児童館というのは、条例廃止にならない前に、4月1日からというのは募集とかはかけないということで理解していいわけ。今4つあるわけでしょう、児童館って。それがまだ廃止になっていないわけだね、条例上は。それが6月の定例会のときに廃止になるわけでしょう。では、それまでの4月から6月末まではどういう形で、募集はかけないのですかということ。

こども課長 募集というのは、利用者のことですか。

長谷川 孝 だって、児童館があるから、そこに入りたいという人がいたから、今まで運営しているのでしょう。

こども課長 利用者につきましては、閉館する10月までの間は、そこを利用したいということであれば、今までどおり利用していただくことは可能です。

長谷川 孝 そんな簡単に済む問題なのかなと俺不思議でならないのは、4月から一応学童保育所として募集する中の、募集という言葉が悪いのだったら訂正しますけれども、それがせつかく入った途端に6月末でやめるというのを、その条件で入るのをきちんとやっぱり説明しなければ駄目なのでないかなと。初めて学童保育所に入る人もいるわけだねか。いないのだったらいいけれども、別に。

こども課長 学童保育所につきましては、毎年度登録をして、4月から利用される方というのは、その各学童保育所で利用していただきます。これは、引き続き今まで同様行っています。今議論になっている午前中の児童館の部分、これについては、開所はしているのですが、これはおじいちゃん、おばあちゃんとか、お父さん、お母さんと小さいお子さんが遊びにくるというようなところです。ここの部分が、今子育て支援センターが各地区にできてきて、そちらに利用形態が移っておりますので、この児童館の利用者というのが非常に少なくなっているということでありますので、この午前中の児童館の部分を閉館するというところであります。

長谷川 孝 条例廃止になるまでの間というのは、児童館という運営自体は残るということなのでないの。違うの。

こども課長 児童館は、登録をしなくても、いつ遊びに行ってもいいところです。ですので、急にぱっと行ってもいいわけですので、この児童館の機能というのは4月から9月末までですか、までは残るということです。当然6月にそういった条例廃止の提案させていただいた後には市報、SNS、あるいは、今来る方非常に少なくなっていますので、その施設ごとに来館者にきちんと説明をしていきたいということで、周知のほうはそういった形で10月までしていきたいというふうに思っております。

渡辺 昌 96ページの説明の7の高齢者生活支援経費、説明の下から3番目に高齢者向けエアコン設置費補助金、これ6年度には25万円ついていまして、そのときの質疑で、5台ばかりで足りるのだかという質疑に対して、高齢者の方、エアコンをつけると体調不良になるとか言って、勧めても断る方が多いので、25万円で大丈夫みたいな説明あったのですが、今回50万円ということは、倍増になっています。それだけの見込みがあるから倍増になっているのか、その辺のところを教えてください。

介護高齢課長 6年度のこれまでの補助金の交付状況なのですが、10台分、50万円交付させていただいておりまして、それで今年の例に倣いまして、来年度も50万円という形の予算でお願いしております。

渡辺 昌 次、その2つ目、一番最後、高齢者等除雪費援助金、これ1件当たりの金額って幾らでしたっけ。

介護高齢課長 屋根からの雪下ろしが1回1万円、下に落ちた雪の片づけとかが1回1,000円ということで交付させていただいております。

渡辺 昌 地区ごとの件数って分かりますか。

介護高齢課長 屋根の雪下ろしが朝日地区で43回、43件、山北地区で11回分です。雪の地面のほうの片づけは、朝日地区で2回分ということになっています。避難路確保という言い方になるのですが、

渡辺 昌 私も雪深いところに住んでいるので、特に今年、去年なんかは本当に大雪で大変だったのですが、この高齢者向けの援助金として金額的に、以前から思っているのですが、かなり低くて、業者さん頼めば本当に屋根の雪下ろしなんか、

屋根の大きさにもよりますけれども、10万円、20万円かかるわけですね。それを1回1万円というのは、どこから出てきた数字なのか、根拠がどこなのか、そんなようなところを教えてもらいたいのですけれども。

介護高齢課長
渡辺 昌

すみません。今明確な答え持ち合わせていませんので、また調べてから。ぜひ、半分とまでいかないまでも、この金額では、近所の人に頼んで支払うぐらいのお金しかないと思うので、もう少し検討していただきたいと思います。要望です。次行きます。104ページ、母子父子福祉費の説明の4、母子家庭等対策総合支援事業経費、この金額、昨年度から倍増しています。これは、増えた理由というのはどういう理由なのでしょう。

こども課長
渡辺 昌

これは実績でありまして、来年度は4名分計上してございます。特に下の高等職業訓練促進給付金についてなのですけれども、以前でしたら職業訓練校があって、例えばそこでパソコンの講習とかあったようなのですけれども、この項目の高等職業訓練促進というのはどういう形のものがあるのか教えてください。

こども課長 子育て支援室係長に答弁をいたさせます。

子育て支援室係長 今現実的にこちらの高等職業訓練の給付を受けられている方は、実績としては3名いらっしゃいます。その中で看護学校のほうに通われている方が1名、今年度途中からなのですけれども、ウェブによるクリエーターの訓練ということで、インターネットを使用した形での研修、こういったことを希望する方が2名新たに追加になっております。

渡辺 昌 そうすると、1人当たりの金額が逆に大きいような気がするのですけれども、その辺のところはどうなのでしょう。

子育て支援室係長 こちら高等職業訓練の給付金については、生活費を補填するものでありまして、非課税世帯については1か月1万円、課税世帯につきましては1か月7万500円で、最終年に関しましては、ここに4万円が加算されることになります。

渡辺 昌 次、そのすぐ下の教育委員会運営経費の調理員報酬が昨年度に比べて70%以上増えているのですけれども、この理由について教えてください。

子育て支援室長 会計年度の報酬につきましては、単価の改正というか、賃金上がっていますので、全体が上がっているのですけれども、調理員につきましては、これまで正職を定年で退職された方の再任用でその後お勤めいただいた方も結構いらっしゃるのですけれども、来年度につきましては、再任用される方がちょっと少なくなりまして、その分会計年度任用職員のほうの報酬を人数分見た関係で上がっているというところがあります。

渡辺 昌 ちなみに、人数を教えてください。

こども課長 申し訳ございません。ちょっと人数今持ち合わせておりません。後ほど報告させていただきます。

渡辺 昌 最後です。110ページの学童保育、最近聞いたのですけれども、学童保育に通っている子供たちの保護者の方が迎えに来られない場合にボランティアの方が自宅まで送って行って、ボランティアなのだけれども、ガソリン代金なののでしょうか、1回100円を支払っているような話を聞きましたが、自分はそういう話初めて聞いたのですが、そういう事業なりサービスというのはあるのでしょうか。

こども課長 通常私どものほうである制度ですと、例えばファミリーサポート制度というようなことであれば、1時間当たり、受け取る人は700円なのですけれども、市から500円

補助で出していますので、本人負担は200円、1時間当たり、そういったところを出して、学童保育の送り迎えみたいなのをやるというような制度自体はございますが、そういった制度でしょうか。

渡辺 昌
こども課長 学童保育の中のサービスというか、事業ということになるのですか。
学童保育のサービスではなくて、村上市全体で村上市ファミリーサポートセンターというのがございまして、ここで学童の送り迎えだけでなく、例えば保育園の送り迎え、あるいは塾の送り迎えですとか、学校から帰ってきて、子供さんをお預かりするとか、いろんな制度に使える制度でございます。これについては、お願いする人が一定の料金を支払って、そのお願いされる人に料金を支払ってお願いするというような、そういった制度でございます。

渡辺 昌
市のほうで広報して、広報というかPRっていうんですかね、ホームページとか載せて、それで登録のような形で運営しているということですか。

こども課長 ファミリーサポート制度につきましては、市のほうが仲介役といいますか、そういった形で、ホームページにも載っております。受託される方のサービスを提供する方、提供会員というのですけれども、提供会員の方と、それから依頼される方、これを取り次ぐようなことを市のほうでしてございます。

子育て支援室長 すみません。今ほど渡辺委員のほうから御質問ありました保育園調理員の会計年度の予算計上の人数ですけれども、令和6年当初が19人、今年度、令和7年度は24名で見ております。以上であります。

上村 正朗 幾つかお願いします。104ページ、先ほどの川村委員の質疑の続きなのですが、保育士派遣手数料、9人とおっしゃいましたか、今。これ統合保育園ができるといういろいろ変わってくるかなと思うのですけれども、統合保育園ができて、開園すると解消するとか、そういう見込みはあるのでしょうか。

こども課長 統合保育園が開設されますと、公設公立の保育園が3園民営になるわけですが、私どもそうしますと、今市の職員というのは、一般職員については、その分をほかの保育園に行っていただくということになります。ただ、会計年度さんにつきましては、これはちょっと見込めない部分がございます。これは、市の保育園で引き続き会計年度として働いていただけるのか、あるいは新しくできる民間の保育園に例えば正職員として試験を受けるとか、引き続きそちらの新しい保育園で働きたいとか、そういった希望もあると思いますので、その辺がちょっと見込めないところではあります。

上村 正朗 派遣の保育士さんの需要というかあれば、恐らく年度途中の未満児の受入れとか、そういう年度途中の対応なのかなと思いますけれども、そういうニーズに対応するというのが主なのでしょうか。

こども課長 今おっしゃった年度途中の保育の受入れ、これにも当然対応するということでありますし、あるいは4月からクラスを持ったりしていただくというような、そういうケースもございますので、保育園によっていろいろな形態がございます。

上村 正朗 例年、私は前にも質疑したことあるのですけれども、やはり9人で5,000万円というとかかなり財政的には大変で、会計年度で来てもらったほうが本当は財政的にも安く済むのかなと思うのですけれども、そういう理解でよろしいのでしょうか。

こども課長 働く人の単価的には、今市の会計年度さんにつきましても、期末手当等も出しておりますので、必ずしも手取りとか、報酬の部分で劣っているということではないとは思いますが。

上村 正朗 では、派遣の保育士さんと、会計年度任用職員の、市の財政的な負担としてはそんなに変わらないという、取りあえず理解をさせていただきました。続いて、94ページのほうなのですけれども、94ページの老人福祉費の3番目、老人クラブ活動支援経費で700万近く予算を出しているわけなのですが、老人クラブの人から聞くと、コロナのこともあり、あとはいろんな時代の流れもあり、老人クラブに入っている方の会員が非常に減っている、クラブの数も減っているのでしょうか、そういう話も聞いていますけれども、これだけ700万近い予算を出しているわけですので、老人クラブの会員の獲得とか、充実、強化に向けて、やはり市としても支援していく必要があるのかなと思うのですけれども、その辺のお考えとか、具体的にこういうことをやっているよというのがあれば、お聞かせいただきたいと思いますが。

介護高齢課長 単位クラブの支援とか、老人クラブの活動費の助成という形でこのように予算させていただいております。新たな方の獲得ということになりますと、うちのほうからも老人クラブの広報紙とか、いろんなところに置かせて、配らせてもらったりとか、そうしたことで周知の活動をさせていただいているところですし、またいろいろと集落のほうでうちの出前講座なんかさせていただくときにもその辺の状況を、そこそこの町内とかの状況とかお伺いしながら、どんなようなことをされているのかなというのをちょっと把握させていただきながら、連合会のほうとまた連絡取り合いながら進めているというようなところでございます。

上村 正朗 その辺時代が変わりまして、いろんなやり方とかというのは変わってくると思いますけれども、やっぱり高齢者の集まりというか、居場所をつくっていくというのは大事な話だと思いますので、ぜひ市としても御支援いただければありがたいなと思います。それでは、最後、110ページの学童保育の関係で、今渡辺委員のあれにちょっとインスパイアというか、あれを受けましたけれども、学童保育に入っている方で、お母さんが産休とか育児休暇に入ると、学童保育に入っている子供さんが退所しなくてはいけないみたいな取扱いを以前はしていたと思いますけれども、今はもう、今はどうなのでしょう。そういう取扱いというのはしているのでしょうか。

子育て支援室係長 学童保育所につきましては、産後8週までは入所は認められますけれども、それ以降につきましては、退所していただくということになります。

上村 正朗 それって、でもおかしいのではないかなと思いますけれども、理由は何なのですか。8週以降退所してもらう理由というのは。

子育て支援室係長 こちらのほうなのですけれども、保育園の入所要件に合わせて学童保育所の退所については決定をさせていただいております。ただ、学童保育所のほうにつきましては、家庭で保育できない家庭について学童保育所に預けることができるという要件になっておりますので、御家庭にお母さん、またお父さんがいらっしゃる家庭につきましては、家庭で保育をしていただくということになっております。

上村 正朗 そこはちょっと、副市長もいらっしゃるの、ぜひ検討を、検討の結果はどうなるか分かりませんが、ぜひ検討していただきたいと思うのです。お父さん、お母さん、特にお母さんが育休取る、最近は男性も取りますけれども、育児休暇を取るというのは、生んで、生まれた子供を育児するために取るわけですから。そうすれば、夜泣きをすとか、夜ミルクを飲ませなくてはならないとか、そういうお父さん、お母さんたちの心身非常に大変だから、育児休暇というのはまずあるわけなのですけれども、それでうちにいるからといって学童保育を退所させるというのは、果たして子育て支援に力を入れる村上市としてはそういう対応でいいのかなと。もちろ

ん親の考えで、子供の考えで、お父さん、お母さんは大変だけれども、うちにいるから、うちにいる間は帰ってきてもいいよとかって、それは個別の対応あってもいいと思いますけれども、機械的に、機械的にというか、病気とか、そういう状況のときはいいのだと思いますけれども、基本的に退所させるというのは育児休暇制度の考え方とどうも合わないような気がするのですけれども、その辺副市長、急に振られても困りますでしょうか、何かおかしいような気がするのだけれども。育児休暇中に休むというのは、生まれた新生児を育児するために休んでいるわけですね。学童保育に行っているお兄ちゃん、お姉ちゃんがいたとしたら、お母さんがうちにいるのだから、退所しなさいというのは何かおかしいような気がするのですけれども、その辺ちょっと検討していただきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

こども課長 今ほど現行の制度につきましては、うちの係長が説明したとおりとなっておりますが、今副分科会長がおっしゃったところ、また課内でちょっと協議したいと思います。

鈴木分科会長 恐れ入ります。私から何点かお聞かせいただければと思っております。90ページの障害者就労支援事業所の関係で、度々私どもも一般質問等々でも優先調達ということで再三お願いをしながら今日までまいっております、他市町村から比べると、村上市も金額的なものがこれでいいのかなということで、再三私どももそれを念頭に置きながら、声を大にしながらお話をさせていただいておるのですが、その点で市と施設との情報交換をしながら、その中に入ったような形の中で市側が調達に関して、また横断的に皆さんの課に向けてそういう情報を交換しながら、実際に工賃アップにつなげていかればなということを再三言っておるのですが、その方向性というか、今後もその辺りをどのような格好で考えておられるのかお願いいたします。

福祉政策室長 就労支援の事業所と今後打合せしまして、市役所の各課に対しましてPRを行う説明会を7年度中に、7年度の早い時期に開催したいと考えております。

鈴木分科会長 それで、やはり各単体の事業所でも、お互いにまたその辺りのPRというか、自己PRの中で、今こういうメニューを携えながら、各課のほうにも、個別になりながらお願いをしていくような現状で今ありますのですが、それを政策監と皆さんにちょっとお聞きしたいのですが、やはり横断的な中で福祉課がまず一番中心となりながら声をかけていくということでございますのですが、各課の対応もそれに合わせて横断的にその政策に対して皆さんが協力していただくような格好でやっていただければと思っているのですが、その点はどうか。

政 策 監 分科会長、以前から私のほうにこの件についてお声かけいただきまして、私のほうでも福祉課と共に話をさせていただいたところもございます。今現状としては、福祉課のほうから各課に声かけしていただいて、しっかりその点各課対応していただいているという認識でございますけれども、今後私としてもしっかり関わりながら、各課がしっかりこの優先調達に御協力いただけるように、私からもお願いをしてまいりたいと、そのように考えております。

鈴木分科会長 その点は私ども大いに期待をさせていただきますが、現状はやはりなかなかそこまで到達するのは難しいという点もありますし、さっきから村上市は障害者に対しても本当に一緒になってやっていかなければならないというのが前提でありまして、皆さんそれに一致しながら対応していただければと思いますので、せめてやはり障

害者年金をいただいておりますので、そこにプラスアルファのものを、工賃アップはやっぱり切実なる各人のお願いだと思っておりますので、その辺りよろしくお願いしたいと思います。

副市長 今の優先調達の件につきましては、市長もそういった強い思いもございまして、市長からの指示で、これは福祉課だけでなく、全庁的に取り組むべきだということで、これは意識をしてやらないとなかなかそこに数字的にも結びついていかない部分もあるので、意識をしてこれは取り組むようにということでございますので、横断的に取り組んでまいりたいと思います。

鈴木分科会長 ありがとうございます。そのようにぜひともよろしくお願いしたいと思います。それで、94ページですが、その中で、これ介護高齢課に関してですが、避難行動要支援者の支援経費ということで上がっておりまして、その要支援の方々に、これやっぱり個人情報も含めてあるのですが、なかなかその辺りでお話をさせていただいても、そこで確認して、よろしいですよという印鑑もらって歩くというような話なのですが、その辺りは今現状は進んでおりますのでしょうか。

介護高齢課長 個別避難計画のことかと思えます。私どものほうで対象として考えていますのは約2,000名ほどいるのですけれども、その方で作成が済んだ方については650人ほどで、支援者がまだちょっと定まっていないのですけれども、作成中という方が約200名で、あと260名の方は作成を希望しないという方がおられます。令和7年度につきましても、まだ1,400人ほど対象者の方おられますので、その方々に向けて、こちらのほうからケアマネさんなどを通じまして働きかけを行っていくということにしております。

鈴木分科会長 ぜひともその辺りは、避難行動でありますので、いつ何どきということであって、今日もあれから14年ということで、被災された方々の思いを皆さんでということでありますので、その点も含めましてスピーディーにというか、やっていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。それで、もう一点なのですが、96ページの地域包括支援センターということで、また介護高齢課にお聞きしたいと思いますのですが、高齢者の虐待防止ネットワークの会議ということでありまして、虐待の現状ですけれども、つかめているというか、その調査をしておる現状と、実態と、その防止策をこれからまた考えていかなければならないと思うのですが、その点どのような格好で今ありますのでしょうか。

地域包括支援センター長 虐待の現状からお伝えしたいと思います。令和5年度、相談件数は35件、そのうち虐待と判断した事例は29事例。令和6年度は、相談件数が25件、虐待と判断した件数は15件となっております。これあくまでも私たちが警察や介護支援専門員、介護サービス事業者等から把握した数でございます。また、その防止策としては、介護をしている中でのやはり大変さがあって虐待に至ってしまうという事例もございますので、ケアマネジャーや地域の民生委員さん、区長さん、住民の方々と協力しながら、介護負担の軽減につながるような相談対応をしながら支援しております。以上です。

鈴木分科会長 ありがとうございます。本当に実態は、私も介護をした経験があるのですが、なかなか本当にその辺りで今老老介護も含めまして大変だと。都会に出られた方が、子供さんに、逆に親御さんを引き取って、そして介護、面倒見るというような格好も、今そんな形の中で行っていることでありますので、その辺り本当に介護の大変さというのは身にしみて分かる一人ではありますが、その点も相談ということの中、実態

に含めて考えていただければと思っていますので、よろしく願いいたしたいと思っています。ありがとうございました。

第4款 衛生費

(質 疑)

渡辺 昌 今日の新潟日報に、3月は自殺防止月間ということで、その関連記事が載っていたのですが、村上市においては、自殺される方というのはどんな状況なのでしょう。

保健医療課長 令和6年の暫定値ですけれども、15名となっております。その前の年まで10名とか、減少傾向にあったのですが、令和6年は暫定値ですけれども、ちょっと増えています。対象といいますか、自殺される年代としましては、高齢者に多い状況が村上市の特徴として挙げられます。

渡辺 昌 男女比なんかはどんなものでしょうか。

保健医療課長 男性のほうが圧倒的に多いです。

渡辺 昌 以前この委員会で秋田市のほうに自殺対策ということで伺ったときには、例えばリストカットとかで救急車で運ばれると、その病院から医師を通して自殺防止のための取組をしているところに連絡が行って、そこからまた本人なり、家族のところにつながって、心のケアを目指すような制度があるって聞いたのですが、今のお話だとやはり地域的な問題もあって高齢者ということになるのですけれども、例えばこの予算の中に自殺予防対策検討委員会とか、講師とか指導員謝礼とかあるのですけれども、具体的に高齢者に結びつくような取組となっているのかどうか教えてください。

保健医療課長 この予算に計上されているものとしては、ゲートキーパー養成講座に関する講師謝礼とかがあります。ゲートキーパー養成講座も老人クラブ等に参加申込みをちょっとこちらからも勧奨しまして、どなたか参加していただけませんかということで、やはり地域での見守り体制を強化するためにそういう団体にもちょっと声かけて、ゲートキーパー養成になってもらうような取組をしておりますし、予算にはありませんけれども、保健師等が地域の茶の間等で心の健康とかそういう話もしておりますし、一応総合相談についても、講師・指導員謝礼みたいな形で上がっているのですけれども、保健所と共に複雑な問題に関して、いろんな関係部署が一堂に会して相談に乗るというふうな体制も取っておりますので、そのような形で今自殺対策の取組を進めております。

渡辺 昌 そういう方とゲートキーパーとか、なかなかそこに行くまでってつながらないような気するのですけれども、どんなものなのでしょう。保健師さんとか、そういう話は来ますか。こういう方がいて、ちょっと心のケアとか必要なのではないかと、そういうふうな話というのは実際上がってきますか。

保健医療課長 民生委員さんとか、御近所の方とか、最近この人様子おかしいのだよというふうな情報は、多くはないのですが、上がってきます。そうしますと、保健師のほうで訪問しまして、ちょっと状況確認等をさせていただいております。

上村 正朗 それでは、ちょっと保健医療課長に教えていただきたいと思います。114ページの保健衛生総務経費の関係で、諸般の報告だったか、代表質問の中だったか、ちょっと今忘れちゃったけれども、令和7年度村上総合病院に対する市の支援として、たしか2億5,000万という話があったのかなと思うのですが、その2億5,000万とい

うのは、ここの1のところですらすらすらと並べてありますけれども、ちょっと2億5,000万も正しいかどうか分からないのですけれども、村上総合病院関係の支援経費助成金、ここだということで教えていただけますでしょうか。

健康支援室長 主要事業説明書のほうに記載もさせていただいているのですけれども、補助対象者が村上総合病院のものを列記させていただいております。これは、4ページになります。この予算書からいきますと、医療施設等設備整備費補助金、そして公的病院等運営費補助金、病院群輪番制病院運営事業補助金……

(「金額も入れてください」と呼ぶ者あり)

健康支援室長 それぞれ金額申し上げます。初めから、すみません。医療施設等設備整備費補助金として1,594万9,000円、公的病院等運営費補助金としまして1億5,055万6,000円、病院群輪番制病院運営事業補助金としまして1,277万1,000円、臨床研修医確保支援事業補助金としまして1,477万円、公的病院等医師派遣受入費補助金としまして1,200万円、公的病院医療提供体制確保事業補助金としまして432万円、そして厚生連病院緊急支援事業補助金としまして4,000万円、足して2億5,036万6,000円となります。

上村 正朗 ありがとうございます。もう一つ、116ページのほうに入りますが、厚生連病院緊急支援事業補助金ということで4,000万、補正でも3,000万という話も出ていましたけれども、この算定根拠、さっき休憩時間にもちょっと教えてもらったのですけれども、よく分からないので、もうちょっとゆっくりめに詳しく教えていただければと思います。

健康支援室長 これにつきましては、6市で構成します地域医療連携推進協議会の中での協議の結果なのですけれども、本来公立病院であれば交付税措置されるべき1床当たり72万円掛ける最大使用病床数というのがあります。これに沿って、この6市で令和6年11月時点の稼働病床数で、それぞれの病院でこれを掛けたものをまず助成の基礎としようというところであります。村上総合病院ですと、この時点では203床動いておりました。72万円掛ける203床で1億4,600強になるのですけれども、これを全て市のほうで負担するのはおかしいだろうと、県だって応分の負担があるべきだということで、この2分の1という数字をやりました。1,000万円未満はちょっと切った形ですけれども、7,000万円という計算になります。こういう積算根拠であります。

上村 正朗 それもどこかで説明があって、聞き漏らしているのだと思いますけれども、今4,000万で、補正で3,000万という理由は何でしたっけ。

健康支援室長 これも6市での共通なのですけれども、まずは4,000万円ということで人材の流出を防ぐと、まず安心してほしいというメッセージ性を込めた4,000万であります。また、この時点では県の動向、県がどのぐらい補助していただけるのかも不透明なところでしたというところで、2段階にさせていただいたところです。

上村 正朗 分かりました。それで、今ちょっと、これはこれで分かりました。当然村上総合病院、村上にとっての大事な病院ですので、応分の財政的支援は必要だなということで私も考えています。ちょっと最近、それこそ風のうわさなのですけれども、病床数が199になって、訪問診療やるよという手を挙げると、そういう話も聞いているのですが、あわせて、こういう場であまり詳しい話はあれなのかもしれませんけれども、麻酔医の先生が2月いっぱいいなくなったとか、あと小児科、今2名体制なのが去年から1名退職するとか、そういう話は聞いていましたけれども、どうも診療科目としてなくなるのではないかと、あと外科、今の5人体制のところ、どう

も4人先生が辞めるのではないかというような話も聞こえてきますので、それはあくまでも厚生連とか村上総合病院が公に発表したものではありませんので、あれなのですけれども、市のほうで今つかんでいる状況としてはどんなものなのでしょう。私どもは199と訪問診療というところまではあれなのですが、今の医師とか、診療科目の体制としては、村上市としてはどの程度まで把握されているのでしょうか。

保健医療課長

小児科医師に関しましては、今年度で退職されるということで伺っておりますが、4月からは非常勤の先生が月から金曜日まで来ていただきますし、今まで従事していた非常勤の先生も9月までは週3日で来ていただけるというふうな話では聞いております。入院につきましても、今まで先生が対応していた入院であれば対応できるということで、村上総合病院から話は伺っております。今まで同様多分重症な方は新発田とか、小児科についても送られることになると思いますけれども、今までの小児科に関しての体制については、大きく変わらないというふうに伺っております。外科につきましてもお一人ということと、麻酔科の医師が辞められるということは伺っておりまして、麻酔科については、曜日が、週3日ですけれども、非常勤の先生が対応されるというふうに伺っておりまして、予定される手術はこの曜日で対応していくというふうに伺っております。緊急的な手術については、その手術の内容とか、あと時間帯によって対応できる、できないはあるかと思いますが、今までよりはドクターは減りますけれども、最低限の機能は維持できるというふうに伺っております。これも医師の働き方改革が大きく影響しておりまして、やはり複数配置ではないと大学のほうからは、こういうところの病院には派遣がなかなかできないということで、今のこの村上総合病院の人数、外来とか、入院患者さんによってはやっぱり複数配置が難しいということで、なかなか先生が引き上げられている状況と認識しています。

上村 正朗

確認なのですけれども、外科医の1人というのは、1人になるということですか。

保健医療課長

常勤の先生がお一人ということで伺っております。

上村 正朗

では、外科は今常勤の先生が5人いらっしゃるのですけれども、4月からは常勤が1人になるということですね。あと、小児科のほうは、非常勤の方が2人で、そのうちの1人は9月までということですね。新患とかは受けるのですか。

保健医療課長

今までと同じように小児科の体制は、今までは常勤の先生でしたけれども、非常勤という形にはなりますけれども、今までと同様の体制というか、同様の対応はできるというふうに伺っております。

上村 正朗

私としては、外科が今5人の常勤が1人しかいなくなるとか、小児科も2人の常勤が非常勤になってしまうとか、麻酔医がなくなってしまう、非常に心配なのですが、199床と外来の診療、それから訪問診療もというのは、院長ではないので、回りますかって聞かれても、困ると思うのですけれども、病院からは、大丈夫ということはないのでしょうか。

保健医療課長

199床にはなりますけれども、今の入院の実績からすると十分その数で対応できるというふうに伺っていますし、199床になることでまた診療報酬の体系もちょっと変わってきたりしますし、あとこの地域で必要な在宅の医療についても、すぐにはできないかと思いますが、そちらのほうについても、将来的にはそういうことの活動もしていきたいというふうに伺っております。

上村 正朗

最後に、2億五千何百万という7年度の助成といいますか、補助金の予算があるわけですけれども、今医師の数とかが減ったことによって、この予算に何か変わりが

あるとすれば、執行のところで調整する必要があるのかなと思うのですけれども、医師がかなり少なくなりますけれども、2億何千万という、その予算の積算にはどうなのでしょう、影響ないのでしょうか。

保健医療課長
鈴木分科会長

そんな大きく影響はないと考えております。

先ほど1番委員のほうから自殺予防対策の云々ということでお話がありましたのですが、その中でゲートキーパー、私も2回ほどゲートキーパーの講習には参画させていただきました。メンバーを見ますと、やはりその関係の方というか、保健師さん等々の方々と、一般の市民の方がそこに参画しているかという、その中でごく数名の方々がそこに参画しているのかなというような実感でございました。せっかくの機会でありますので、市民向けに対しても、例えば映画なり何かで今自殺防止のための皆さんに対しての防止のためのそういうような講習とか、幅広い形の中で講演会等々も行いながら、その中でその実態も含めて広報等々の活動もしていただければと思うのでありますのですが、その点はいかがでしょうか。

保健医療課長

ゲートキーパー養成講座に関しまして、今年度は電子申請も可能としたことで、若い年代からも参加がされていまして、今まで割と少ない人数だったのですけれども、今年度は若干今までよりも多めの人数で参加しているというふうに伺っておりますし、あとは一般市民向けの周知ということについては、今後何らかの形で検討する必要はあるのかと思いますけれども、取りあえず令和7年度については、今の段階では予定はしておりません。

鈴木分科会長

今環境の中で、私もゲートキーパーの講習に参加させていただきまして、やっぱり近所の人たちの協力というの、これが本当になくてはならない一つだと思っておりますし、うちに引き籠もっている方をいかにして外へ連れ出してという言葉はあれですが、連れてきて、そして一緒になって趣味を生かすとか、特に独り暮らしの方等々で高齢者の方々はそういう人たちが多いものですので、黒川病院の講師の先生においでいただきながら、その実態を、新潟市でもそういう地域の皆さんが防止に活躍をしておられるということを聞いておりますので、何とかその辺りを広く皆さんに周知していただきながら、お互いに助け合いというか、お互いにそこ辺りを、一つは庁内含めた形の中で防いでいければなと思っておりますので、その点も踏まえて、今後その中の一つとして捉えていただければと思いますのですが。

保健医療課長

今高齢者に多いということでしたけれども、自殺の特徴として、やっぱり同居家族の中で自殺される方が多いということになりますので、本当にいろんな方が自分事として何か気づき、ちょっと変化があればまず気づいて、どうしたって声かけていただけるような環境整備を整えているような状況になっております。本当に広く周知というところはまた次の課題で検討していきたいと思っております。

鈴木分科会長

お願いいたします。また同じく、今度は保健医療課長にお聞きしたいと思えます。120ページであります。私どもの代表質問の中にもありましたのですが、子供を産み育ててと思って、願っておるのですが、なかなか不妊治療等々、そこで一生懸命不妊治療に取り組んでいる方々もおられるという現実であります、その不妊治療の今の現状というか、これなかなか個人情報もあつたりしているのですけれども、制度的にそれを生かされているということであれば、その辺りちょっと教えていただければと思います。

保健医療課長

不妊治療の件数につきましては、令和6年に関しまして、今の段階で申請は34件ということで、今まで30件いっていないことが多かったのですけれども、今年度は多

い状況となっております。申請されている方を見ますと、回数も7、8回ぐらいの方から、多い方だと30回ぐらいまでいかれている、1年間での申請になりますので、多い方だとそのぐらいを受診されているような状況も、これは本当個人差があります。そんな状況です。

鈴木分科会長 私ども村上市も子育て支援というのが大義名分というか、それを掲げておりまして、いろいろお話を聞いていきますと、そういう方々もやはりこれから分娩等々でもほかの地域、この村上市では不妊治療というのは、治療は病院としてはやっておられませんでしょうか、どうでしょうか。

保健医療課長 ほとんどが新発田の医療機関、あと新潟の医療機関、ほとんどがそのような数字となっております。

鈴木分科会長 そうしますと、分娩されるのも新発田市で行っていく、不妊治療でもやはりこの村上でなくて、新発田なり新潟なりで行かなければならないという現状でありますので、その中で交通費とか、それにもまつわる宿泊費とか、そういうのもやっぱりかかってくるのも現実であろうと思っておりますし、その辺りは市長のほうからも前向きに検討させていただくということを代表質問の中でもいただいたということで私は思っておるのですが、その辺りも自分の子は自分で云々ということではなくて、やはりそれは行政サイドでも温かく見守っていただきながら、一人でもその治療で生まれていくということが本当に念願だと思っておりますので、その点も踏まえていかがなものでしょうか、お願いいたします。

保健医療課長 不妊治療に関する交通費についても、課内で検討してみたいと思います。

鈴木分科会長 関連でありますのですけれども、そしてまた年々この予算化の中で助成金となっている不育症であります、それに対してはなかなか、以前もお聞きしたのですが、ゼロベースであるというようなことであるのですけれども、何らかそこらあたりはどういったことでありますのでしょうか。

保健医療課長 不育症につきましても、医療機関のほうに市の助成制度を行っておりますということで周知はしております。問合せも、多くはないのですけれども、あるような状況にはあります。ただ、利用される方が今現在いないというふうな状況と考えております。多くは不妊治療のほうでやはり治療している方が多いというのが現状だと思っております。

鈴木分科会長 環境的なものもあろうし、精神的なもので、せっかく子供が授かっても流産をしてしまったりとか、なかなか分娩のところまでにいかない方もおられるというようなことをお聞きしておりますので、この村上市全体でもそのところを温かく見守っていただきながら、実際子供を預かって、そして健全な子供たちを育てていくやっぱりベースだと思っておりますので、その点も含めてこれからPRもしていただきながらお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。副市長に、ちょっとその辺りも含めてお願いいたします。

副市長 代表質問で市長が答弁したとおり一丁目一番地に子育て支援を掲げている村上市でございます。市長答弁したとおり、今も課長答弁したとおりでございますので、不育につきましても、もちろん当然に力を入れていかなければならない、不育治療に力を入れていかなければならないという認識は一緒でございます。以上です。

第3条「第3表 債務負担行為」 (質 疑)

（「なし」と呼ぶ者あり）

（自由討議）

（「なし」と呼ぶ者あり）

（賛否態度の発言）

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、賛否態度の発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第6号のうち市民厚生分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

○以上で本分科会に付託された案件の審査を終了し、本分科会の報告を分科会長に一任することを決め、閉会する。

分科会長（鈴木一之君）閉会を宣する。

（午後 4時08分）